

時事新報

國家陸海軍を振勵する道と講ずるふと久し今度兩軍の大演習に天皇陛下親から三軍を統べさせられ鐵邊二氏以下古今群雄の戰地と相して攻守布陣の場所と爲したるが如き蓋し當局者深慮の存する所にして此一舉大に我が軍氣を振起す可きは我輩の信して疑はざる所なりと雖ども軍事を社會の一要項と見做して根本より之を獎勵するには軍事當局の人々が種々振作の道を講じて之を實地に施行すると同時に政治文學宗教等社會各部分の人々より尋常婦女子に至るまでも軍人に對し軍事に關し常に之を度外に置かずして日常の話柄と爲し其事を重んじて其人を敬し滔々たる天下の評議と以て尙武の人氣を引立つるふと最も肝要ある可し矧に海外の事例を接するに獨逸にては時に陸軍を獎勵し英國にては最も海軍を重んずるの國風にして當局の人が其獎勵法を講じて怠らざるは勿論、帝室の恩寵も特に其邊に渡にして勳章の燐爛たる服装の壯麗ある世上一般の耳目に映じて其光榮の餘りあるを示すに足のみならず世上一般の人々も眞實軍務の重きを知りて情に於ても形に於ても共よ優遇の意を表し例へば宴會の席上にて國王の萬歳と祝するに續て必ず陸海軍の萬歳を唱へ旅客運送の汽船中には軍人と見て運賃を割引するものあり又坊間の興行物も時に軍人のみ限りて其見物料を減するものあり其他軍人を敬禮優待するの趣は演劇より所も國家の干城、起々たる武夫に傾き凡俗一般に軍人の榮譽と珍重せしむ止まざるものゝ如し又英國の小説には航海遠征の材料多く其演劇の趣向を見るに近年同國の芝居社會に非常の喝采を博じたるアーメダ（イリヤク）等を始めとして重きを水大海員に置き世間評判のサベス時代に英國の海兵大に西班牙軍を破りたる事實高きと共に海員の職務を専ぶが故に父母之を悦び兄弟姉妹之を好み親戚朋友亦之を獎勵して苟も男子たる者は進んで海上の功に勇まざるを得ざるの勢を成さしむる其趣は往時我國封建の世に名譽權力武士に集り世上一聰の人々は何れも武士を羨んで花は櫻木、人は武士、子と生めば頗らく武士の群に入るべしとて時の人氣を養成したるものに異あらず即ち英獨二國に於て一は海軍、一は陸軍、その國家の須要ニ應じて各々精強を専はらにするは國民の天賦、當局者の苦心、之をして然らしむるものなれど雖ども世上一般の人氣に於て軍事を獎勵するの力も亦與りて大なるを見る可きなり然るに我が日本國は古來以武建國と稱して士流は勿論、世上一般の人々も武を重んずるふと甚だしく今を去るみどり強りて全く地に堅ちざるが故に世上有識の人々が時程遠からぬ德川封建の時代には之を以て駿舉樂事人事の標榜と爲したる程の次第として當時士流の處罰に寧ろ貳懲と爲るとも文弱と爲る勿れと云ひ不顧死入備林傳、經甲、『聯留在家と云ひ其家門の氣風に於て常に備武の事と忘れず、ますも健男の本色は延て今日に持

及んで之を振起せんとするふともあれば決して其望あきに非ず特に今回の大演習の如き世上一般の人をして軍事に注目せしむるの好時機にして天皇陛下の親臨を以て此舉に重きを加ふるは固より以て申すに及ばず官民重要な人も往々近縣沿道の人も往々新聞記者は車狀を記し將校抜群の手柄を記して盛事を世上に報道し書工は軍陣の布置を寫して壯觀を世人の目に示し或は軍師も見物に出掛けて元龜天正の合戰を明治の新築に隠へして凡俗の耳を悦ばしむる等兎角一般の人氣を引き立て此人氣も傍より軍事を撻觸する其功用は英獨諸國の實狀に照らして自うら明白あるが故に人事微妙の部分に着想する者は今回の如き場合に之んで特に此邊の機轉を失はざらんみと我輩の切に希望する所なり

朕各省官制通則ノ改正ヲ裁可シ茲ニ之ヲ公布セレム
御名御璽
明治廿三年三月廿七日
内閣總理大臣兼内務大臣伯爵山縣有朋

臣伯爵西鄉
臣伯爵山田
臣伯爵松方
臣伯爵大山
正義

文選外農
部信務務務大
臣子爵檢本武揚
臣伯爵後廉象二郎
臣子爵青木周藏
臣岩村通俊

勅令第五十號
各省官制通則

條 各省大臣ハ其主任ノ事務及今後法律勅令ニ依リ
任ニ屬スル事務ニ付其責ニ任スヘシ」主任ノ事務兩
以上ニ關涉スルトキハ關涉ノ各省大臣ノ間ニ協議ヲ
テ其主任ヲ定メ上奏スヘシ若シ各省大臣ノ間協議決

セサルトキハ之ヲ閣議ニ提出スヘシ〇第三條 各省
臣ハ其主任ノ事務ニ付法律勅令ノ制定廢止及改正ヲ
スルコトアルトキハ案ヲ具ヘ閣議ニ提出スヘシ〇第
條 各省大臣ハ其主任ノ事務ニ付其職權若クハ特別

委任ニ依リ法律勅令ノ範圍内ニ於テ法律勅令ヲ施行
又ハ安寧秩序ヲ保持スル爲ニ省令ヲ發スルコトヲ得
第五條 各省大臣ハ法律勅令ノ範圍内ニ於テ其省中
局課及其所轄官廳ノ威務細則ヲ定ムルコトヲ得○第

省令ヲ發スルコトヲ除クノ外各省大臣ハ其職務ヲ次ニ代理セシメ又ヘ其職務ノ一部ヲ次官ニ委任スルコト得」次官事故アルトキハ大臣其省中ノ高等官ヲシ

隨時其職務ヲ代理セシムルコトヲ得○第七條 各省
臣ヘ其主任ノ事務ニ付警視總監北海道廳長官府縣知事
ニ指令又ハ訓令ヲ下スコトヲ得○第八條 各省大臣
其主任ノ事務ニ付警視總監北海道廳長官府縣知事ヲ

督スヘシ若シ警視監北海道屬長官府県知事ノ職分
ハ指令ノ成規ニ違ヒ公益ヲ害シ又ハ權限ヲ犯スモノ
リト認ムルトキハ其處分指令ヲ停止シ又ハ取消スコ
チ得○第九條　各省大臣ハ所部ノ官吏ヲ統督シ奏任

ノ進退ヘ之ヲ奏應實行シ判任官以下ハ之ヲ專行ス
縣書記官書部長鴨司都長ノ進退ヘ内務大臣收稅長ノ進
退ハ大藏大臣之ヲ奏應實行ス〇第十條 各省大臣ハ之ヲ

ヘシ〇第十一條 各省大臣ハ毎年六月中ニ前會計年ノ功程ヲ具ヘ内閣總理大臣ヲ經テ上奏スヘシ〇第十二條 各省大臣ハ其主任ノ事務ニ付時々ノ狀況ヲ内閣總理大臣ニ報告スヘシ〇第十三條 各省大臣ハ一週年ニ

ニ其省ノ収算定額ニ於テ奏任官以下特別ノ勤務ア
者ヲ實與シ之ヲ官報ニ公録スルコトヲ得○第十四條
各省大臣ヘ法律勅令ノ定ムル所ニ從ヒ部下ノ官吏ヲ
戒ス○第十五條 各省職員ヲ置ク左ノ如シ次官局長

参事官「秘書官」書記官「試補」屬○第十六條 各省ニ次官ハ命ヲ大臣ニ置ク勅任トス○第七七條 次官ハ命ヲ大臣ニ承ケ各局課ノ事務ヲ監督シ務ノ全部ヲ整理スルノ責ニ任ス○第十八條 次官ハ大臣ノ命ヲ承ケ第六條ノ範圍内ニ於テ大臣ノ職務ヲ代理シ又ハ大臣ノ指命シタル範圍内ニ於テ委任ノ事務ヲ處理ス○第十九條 次官ヘ大臣ノ代理トシテ公文ニ署名スルコトヲ得○第二十條 大臣ノ代理トシテ公文ニ署名スルコトヲ得○第二十一條 各省ニ大臣官房ヲ置ク」大臣官房ニ於テハ左ノ事務ノ便宜ニ從ヒ總務局ニ於テ處理スルコトヲ得」四 大臣ノ官印及省印ヲ管守スルコト」五 其他各省官制ニ依リ特ニ官房ノ所掌ニ屬セシムルモノ○第二十二條 各省中省務ノ全部ヲ統轄スル為ニ總務局ヲ置ク總務局長ハ次官ヲ以テ之ニ充ツ」總務局ニ於テハ左ノ事務ヲ掌ル」一 各局ノ成案ヲ審査シ及公文ヲ起草スルコト」二 公文書類及成案文書ヲ接受發送スルコト」三 統計報告ノ材料ヲ採輯シ統計報告ヲ調整シテ大臣ノ查閱ニ供レ官報掲載ノ事項ヲ官署局ニ送致スルコト」四 本省及省中各局課一切ノ公文書類ヲ編纂保存スルコト」五 其他各省官制ニ依リ特ニ總務局ノ所掌ニ屬セシムモノ○第二十二條 各省ノ便宜ニ從ヒ總務局ヲ置カズ大臣官房ニ於テ其事務ヲ掌ルコトヲ得○第二十三條 各省中省務ヲ分掌スル為各局ヲ置ク其分掌事務ハ各省官制ノ部ニ就テ之ヲ定ム○第二十四條 大臣官房總務局及各局ノ分課ハ各省大臣其省ノ便宜ニ從ヒ閣議ヲ掌ル」一 各局ノ成案ヲ審査シ及公文ヲ起草スルコト」二 公文書類及成案文書ヲ接受發送スルコト」三 統計報告ノ材料ヲ採輯シ統計報告ヲ調整シテ大臣ノ查閱ニ供レ官報掲載ノ事項ヲ官署局ニ送致スルコト」四 本省及省中各局課一切ノ公文書類ヲ編纂保存スルコト」五 其他各省官制ニ依リ特ニ總務局ノ所掌ニ屬セシムモノ○第二十二條 各省ノ便宜ニ從ヒ總務局ヲ置カズ大臣官房ニ於テ其事務ヲ掌ルコトヲ得○第二十七條 各省中省務ヲ分掌スル為各局ヲ置ク其分掌事務ハ各省官制ノ部ニ就テ之ヲ定ム○第二十五條 各局ニ局長一人ヲ置ク但局長ハ次官ヲ以テ之ニ充ツ」局次長ハ奏任トス○第二十六條 局長ハ大臣又ハ次官ノ命ヲ承ケ其主務ヲ掌理シ及局中各課ノ事務ヲ指揮監督ス○第二十七條 局長ハ其主任ノ事務ニ付其職權ニ屬シ又ハ特別ノ委任ヲ受クルノ事項ハ之ヲ處理專行ス○第二十八條 局次長ハ局長ノ事務ヲ承スルモノハ各省官制ノ部ニ就テ之ヲ定ム」局長ハ大臣ノ命ヲ依リ局長ノ事務ヲ掌理ス○第三十九條 參事官ハ其省ノ便宜ニ從ヒ局課ノ事務ヲ兼任シ若クハ隨時命ヲ承ケ其事務ヲ助クルコトアルヘシ○第三十一條 略書官ハ奏任トス大臣ニ専屬シテ官房ノ事務ヲ掌ル」秘書官ハ二人ヲ以テ定員トス○第三十二條 秘書官ハ隨時命ヲ承ケ各局ノ事務ヲ助クルコトアルヘシ○第三十三條 書記官ハ奏任トス大臣ニハ次官ノ命ヲ承ケ大臣官房總務局又ハ各局ニ分属シテ其事務ヲ掌り且課長ヲ兼ヌルコトヲ得○第三十四條 各省專任參事官專任書記官ハ併セナ八名以下トレ其定員ハ各局長ハ大臣又ハ次官ノ命ヲ承ケ課務ヲ掌理ス○第三十五條 試補ハ各局長ハ随时命ヲ承ケ課務ヲ掌理ス○第三十六條 各省判任官ノ定員ハ各省官制ノ部ニ就テ之ヲ定ム」各局長ハ随时命ヲ承ケ課務ヲ掌理ス○第三十七條 判任官ヲ以テ之ニ充ツ課長ハ命ヲ局長ニ承ケ課務ヲ掌理ス○第三十八條 各省官制ノ部ニ就テ之ヲ定ム」陸軍省海軍省中ノ課長ハ武官及理事主理ヲ以テ之ニ充ツ」各局長ハ随时命ヲ承ケ課務ヲ掌理ス○第三十九條 判任官ノ指揮ヲ承ケ書記官ハ試補ハ各局長ハ随时命ヲ承ケ課務ヲ掌理シ任官ヲ待テモノトス」各省試補ノ定員ハ各省官制ノ部ニ就テ之ヲ定ム」各局長ハ随时命ヲ承ケ課務ヲ掌理ス○第四十條 各省中特ニ補助員ヲ要シ又ハ顧問員ヲ要スルトキハ毎次狀ヲ具ヘテ閣議ヲ提出シ裁可ヲ請フヘシ

シ及所轄諸部ヲ監督
ノ置ク陸軍大臣監督
○第三條 陸軍大臣監督
ラシム 一 將校及士官監督
命課增給ニ關スル事項
簿職員錄並出師人監督
將校ノ人事及外務監督
四 銀位敘勳記章褒賞監督
賑恤ニ關スル事項
○第五條 陸軍軍人監督
テ之ニ任シ三人ハ武官監督
シム○第六條 陸軍軍人監督
軍事補一八ヲ置ク
ク軍務局會計局長監督
ハ陸軍次官會計局長監督
總監ヲ以テ之ニ補シ
役召集復舊點呼
嚴徵發ニ關スル事項
留學生ニ關スル事項
埋葬ニ關スル事項
守護ニ關スル事項
事務ニ掌ル」一 徵兵
長官士官副謀員ハ
任理事ヲ以テ之ニ充
○第九條 軍務局監督
事務課工兵事務課獸醫
第十條 第一軍事課監督
般ノ編制及軍隊ノ監督
ノ人員及經理並下士監督
馬政課ニ於テハ左
理及補充種畜育成並軍
械充兵籍調整ニ關スル
課第二課第三課ヲ掌
ニ關スル事項○第十
一要塞保塡砲臺地帶
事務ニ於テハ左
ノ兵器彈藥裝備營繩
給與ノ法規審查起案
試驗並被服ノ出師監
服投停止ニ關スル事
決算會計「係ル法
規起案ニ關スル事項○第
二課ニ於テハ左
第一課ニ於テハ左
ノ人員士官以上兵員
第一課ニ於テハ左
煙價指ニ關スル事項
算調查並各隊消耗
ノ被服ノ豫算調査各
軍用物資會計ニ關
試驗並被服ノ出師監
管理及檢查被服工
第一課ニ於テハ左
鐵及被服糧食給水等
有財產及物品會計ニ
一課第二課ヲ掌ル其
物資(砲工兵科ニ屬
科地質氣象運化監
ノ各定員士官以上兵
生部ノ戰時事務出
衛生部ノ治療器械
料給診斷衛生報告醫
人員補充士官候補
第二十二條 第二課
事係ル紀事參考考
軍醫學校及各軍醫部
理ニ關スル事項三
題